

重要事項説明書

記入年月日	2025 年 5 月 1 日
記入者名	月形 明稔
所属・職名	施設長

※ サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームについては、「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について（平成23年10月7日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡）」の別紙4の記載内容を合わせて記載して差し支えありません。その場合、以下の1から3まで及び6の内容については、別紙4の記載内容で説明されているものとみなし、欄自体を削除して差し支えありません。

1 事業主体概要

種類	個人／ <u>法人</u>	
	※法人の場合、その種類	株式会社（営利法人）
名称	（ふりがな） かぶしきがいしゃ ぐらんぴあ 株式会社 グランピア	
主たる事務所の所在地	〒8013-0831 北九州市小倉北区日明 2-13-4 リンデンバウム日明	
連絡先	電話番号	093-562-0335
	FAX番号	093-562-0306
	メールアドレス	hiagari.lindenbaum@gmail.com
	ホームページアドレス	http://www.lindenbaum-hiagari.jp
代表者	氏名	月形 明稔
	職名	代表取締役
設立年月日	1993 年 1 月 18 日	
主な実施事業	別添1（別に実施する介護サービス一覧表）	

2 有料老人ホーム事業の概要

（住まいの概要）

名称	（ふりがな） りんでんぼうむ ひあがり リンデンバウム日明	
所在地	〒803-0831 北九州市小倉北区日明 2-13-4	
主な利用交通手段	最寄駅	西小倉駅
	交通手段と所要時間	① バス利用の場合 西鉄バスで西小倉駅前乗車にて7～8分、 日明2丁目停留所で下車、徒歩2～3分 ② 自動車利用の場合 大手町ｲﾝﾀｰ及び下道津ｲﾝﾀｰ降り乗車10分
連絡先	電話番号	093-562-0335

	F A X 番号	093-562-0306
	メールアドレス	rindenbaum0335@yahoo.co.jp
	ホームページアドレス	http://www.lindenbaum-hiagari.jp
管理者	氏名	月形 明稔
	職名	施設長
建物の竣工日		2003 年 5 月 31 日
有料老人ホーム事業の開始日		2006 年 4 月 1 日

(類型)【表示事項】

1 介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）		
2 介護付（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合）		
3 住宅型		
4 健康型		
1 又は 2 に 該 当 す る 場 合	介護保険事業者番号	4070402731
	指定した自治体名	北九州市
	事業所の指定日	2006 年 4 月 1 日
	指定の更新日（直近）	2024 年 3 月 1 日

3 建物概要

土地	敷地面積	1473 m ²	
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地	
		② 事業者が賃借する土地	
		抵当権の有無	① あり 2 なし
		契約期間	1 あり（ 年 月 日～ 年 月 日） ② なし
建物	延床面積	全体	2331 m ²
		うち、老人ホーム部分	2331 m ²
	耐火構造	① 耐火建築物 2 準耐火建築物 3 その他（ ）	
	構造	① 鉄筋コンクリート造 2 鉄骨造 3 木造 4 その他（ ）	
	所有関係	① 事業者が自ら所有する建物	
		2 事業者が賃借する建物	
		抵当権の設定	① あり 2 なし
		契約期間	1 あり（ 年 月 日～ 年 月 日） ② なし
		契約の自動更新	① あり 2 なし
	居室の状況	① 全室個室	
		2 相部屋あり	

	項】	最少		人部屋		
		最大		人部屋		
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分※
	タイプ 1	有／ ☐ 無	有／ ☐ 無	13.5 m ²	11	介護居室
	タイプ 2	☐ 有／無	☐ 有／無	43.8 m ²	33	一般居室
	タイプ 3	有／無	有／無	m ²		
	タイプ 4	有／無	有／無	m ²		
	タイプ 5	有／無	有／無	m ²		
	タイプ 6	有／無	有／無	m ²		
	タイプ 7	有／無	有／無	m ²		
	タイプ 8	有／無	有／無	m ²		
	タイプ 9	有／無	有／無	m ²		
	タイプ 10	有／無	有／無	m ²		
※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一次介護室」の別を記入。						
共用施設	共用便所における便房	4ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房		ヶ所	
			うち車椅子等の対応が可能な便房		4ヶ所	
	共用浴室	1ヶ所	個室		1ヶ所	
			大浴場		ヶ所	
	共用浴室における介護浴槽	1ヶ所	チェアー浴		ヶ所	
			リフト浴		1ヶ所	
			ストレッチャー浴		ヶ所	
			その他（機械浴）		1ヶ所	
	食堂	☐ 1 あり 2 なし				
	入居者や家族が利用できる調理設備	1 あり ☐ 2 なし				
エレベーター	☐ 1 あり（車椅子対応） 2 あり（ストレッチャー対応） 3 あり（上記1・2に該当しない） 4 なし					
消防用設備等	消火器	☐ 1 あり 2 なし				
	自動火災報知設備（A）	☐ 1 あり 2 なし				
	火災通報設備（B）	☐ 1 あり 2 なし				
	A，Bの連動	☐ 1 あり 2 なし				
	スプリンクラー	1 あり ☐ 2 なし				
	防火管理者	☐ 1 あり 2 なし				
	防災計画	☐ 1 あり 2 なし				
その他						

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	(介護予防) 特定施設入居者生活介護の規程に基づき、個別対応あつての自立支援介護を目指します。		
サービスの提供内容に関する特色	能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護・療養上のお世話を行う。		
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施	2 委託	3 なし
食事の提供	1 自ら実施	2 委託	3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	1 自ら実施	2 委託	3 なし
健康管理の供与	1 自ら実施	2 委託	3 なし
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施	2 委託	3 なし
生活相談サービス	1 自ら実施	2 委託	3 なし

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	入居継続支援加算	1 あり	2 なし
	生活機能向上連携加算	1 あり	2 なし
	個別機能訓練加算	1 あり	2 なし
	A D L維持等加算	1 あり	2 なし
	夜間看護体制Ⅱ	1 あり	2 なし
	若年性認知症入居者受入加算	1 あり	2 なし
	科学的介護推進体制加算	1 あり	2 なし
	協力医療機関連携加算Ⅰ	1 あり	2 なし
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	1 あり	2 なし
	栄養スクリーニング加算	1 あり	2 なし
	看取り介護加算Ⅰ	1 あり	2 なし
	認知症専門ケア加算	1 加算Ⅰ 3 なし	2 加算Ⅱ
	サービス提供体制強化加算	1 加算Ⅰ 3 加算Ⅲ	2 加算Ⅱ 4 なし
	介護職員処遇改善加算	1 加算Ⅰ 3 加算Ⅲ 5 加算Ⅴ	2 加算Ⅱ 4 加算Ⅳ 6 なし
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	1 あり 2 なし	(介護・看護職員の配置率) 3 : 1	

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可		1 救急車の手配 2 入退院の付き添い 3 通院介助 4 その他 ()	
協力医療機関	1	名称	大手町診療所
		住所	北九州市小倉北区大手町 15-1
		診療科目	内科全般
		協力科目	精神科

		協力内容	看取り
	2	名称	ホームクリニック小倉
		住所	北九州市小倉北区若富士町 5-12
		診療科目	内科全般
		協力科目	精神科、
		協力内容	看取り
	3	名称	金刀比羅診療所
		住所	北九州市戸畑区金比羅町 4-19
		診療科目	内科全般
		協力科目	精神科、
		協力内容	看取り
協力歯科医療機関		名称	浅尾歯科
		住所	北九州市小倉北区日明 2-15-7
		協力内容	訪問歯科診療、 外来

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可		1 一時介護室へ移る場合	
		2 介護居室へ移る場合	
		3 その他 ()	
判断基準の内容		重度化等により見守り、観察を重要視される場合	
手続きの内容		再度、新規契約書を締結	
追加的費用の有無		1 あり	2 なし
居室利用権の取扱い			
前払金償却の調整の有無		1 あり	2 なし
従前の居室との仕様の 変更	面積の増減	1 あり	2 なし
	便所の変更	1 あり	2 なし
	浴室の変更	1 あり	2 なし
	洗面所の変更	1 あり	2 なし
	台所の変更	1 あり	2 なし
	その他の変更	1 あり	(変更内容)
		2 なし	

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	1 あり	2 なし
	要支援の者	1 あり	2 なし
	要介護の者	1 あり	2 なし
留意事項	後期高齢者の方		
契約の解除の内容	死亡日より1か月後。入院及び不在期間が90日以上。利用料金の遅延不払い		
	度重なる不適切なハラスメント行為確認された場合、 刑事事件等の関与が確認された場合。 反社会的組織の関与が確認された場合。		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	契約解除が行われた場合	
	解約予告期間	1ヶ月	

入居者からの解約予告期間	1 ヶ月
体験入居の内容	1 あり（内容： 2 なし
入居定員	46 人
その他	短期解約特例は発生いたしません。

5 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）。

（職種別の職員数）

	職員数（実人数）			常勤換算人数 ※1、※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1		0.5
生活相談員	2	2		1
直接処遇職員	28	18	10	22.6
介護職員	24	16	8	20.2
看護職員	4	2	2	2.4
機能訓練指導員	1		1	0.2
計画作成担当者	1	1		0.5
栄養士				
調理員				
事務員	2	1	1	1.8
その他職員	1		1	1
1 週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数※2				40
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。				
※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。				

（資格を有している介護職員の人数）

	合計	常勤	非常勤
	23		
社会福祉士	0	0	0
介護福祉士	17	12	5
実務者研修の修了者	1	1	0
初任者研修の修了者	4	1	3
介護支援専門員	1	1	0

（資格を有している機能訓練指導員の人数）

	常勤	非常勤
看護師又は准看護師	3	2
理学療法士		
作業療法士		

言語聴覚士			
柔道整復士	1	1	
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (20 : 00 時～ 7 時)		
	平均人数 2 人	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	0 人	0 人
介護職員	2 人	2 人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	a 1. 5 : 1 以上 b 2 : 1 以上 c 2. 5 : 1 以上 d 3 : 1 以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	1.8 : 1
※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択		
外部サービス利用型特定施設である 有料老人ホームの介護サービス提供 体制 (外部サービス利用型特定施設以外 の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者		他の職務との兼務				1 あり		2 なし			
		業務に係る資格等		1 あり							
				資格等の名称		介護支援専門員、介護福祉士					
				2 なし							
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度 1 年間の採用者数				4	0						
前年度 1 年間の退職者数				3	4						
業務に従事した経験年数に応じた 職員の人数	1 年未満			3	0						
	1 年以上 3 年未満			1	1						
	3 年以上 5 年未満			3							
	5 年以上 10 年未満			2	4						

	年未満										
	10年以上	2	2	7	3	1			1	1	
従業者の健康診断の実施状況					1 あり	2 なし					

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】		1 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式	
利用料金の支払方法 【表示事項】		1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式	
年齢に応じた金額設定		1 あり 2 なし	
要介護状態に応じた金額設定		1 あり 2 なし	
入院等による不在時における 利用料金（月払い）の取扱い		1 減額なし（但し食事料金は減額） 2 日割り計算で減額 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額	
利用料金の改定	条件	法改定及び著しい経済変動、相場の変化に応じる。	
	手続き	事前に文書にて通知し説明同意を得る。	

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

			プラン1	プラン2
入居者の状況	要介護度		介護3	
	年齢		87歳	
居室の状況	床面積		43.8㎡	
	便所		1 あり 2 なし	1 あり 2 なし
	浴室		1 あり 2 なし	1 あり 2 なし
	台所		1 あり 2 なし	1 あり 2 なし
入居時点で必要な費用	敷金		285,000円	150,000円
	月額費用の合計		176,622円	186,020円
サービス	家賃		62,000円	50,000円
	特定施設入居者生活介護の費用※1		20,656円	24,732円
	介護保険外※2	食費	55,080円	55,080円
		管理費	40,000円	40,000円
		介護費用	0円	0円
		水道光熱費	別途計測にて算出	15,000円
	その他		円	円

※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。

※2 有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入しない）

（利用料金の算定根拠）

費用	算定根拠
家賃	一般居室（57,000 円）+共益費（5,000 円）、介護居室（50,000 円）
敷金	家賃の 5 ヶ月分 家賃の 3 ヶ月分
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない 特定施設入居者生活介護の算定に準ずる。 1 ヶ月入居在住の場合（要支援 1：5,567 円～要介護 5：24,732 円）
管理費	40,000 円
食費	55,080 円（消費税含む）。特別食は 1 食につき 50 円増。
光熱水費	水道は基本料金。ガス、電気料金はメーターにて算出。介護居室は月定額 15,000 円。
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添 2
その他のサービス利用料	最大 24 ヶ月分の連帯保証額とする。 居室内にテレビ設置の際は NHK 放送受信契約のお手続きが必要になります。

（特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠）※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費用	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	
※介護予防・地域密着型の場合を含む。	

（前払金の受領）※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠	
想定居住期間（償却年月数）	ヶ月
償却の開始日	入居日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）	円
初期償却率	%
返 還 金 の 算定方法	入居後 3 月以内の契約終了
	入居後 3 月を超えた契約終了
前 払 金 の 保全先	1 連帯保証を行う銀行等の名称
	2 信託契約を行う信託会社等の名称
	3 保証保険を行う保険会社の名称
	4 全国有料老人ホーム協会
	5 その他（名称： ）

7 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

（入居者の人数）

性別	男性	9 人
----	----	-----

	女性	37 人
年齢別	6 5 歳未満	0 人
	6 5 歳以上 7 5 歳未満	0 人
	7 5 歳以上 8 5 歳未満	4 人
	8 5 歳以上	42 人
要介護度別	自立	0 人
	要支援 1	5 人
	要支援 2	2 人
	要介護 1	10 人
	要介護 2	10 人
	要介護 3	7 人
	要介護 4	8 人
	要介護 5	3 人
入居期間別	6 ヶ月未満	4 人
	6 ヶ月以上 1 年未満	5 人
	1 年以上 5 年未満	14 人
	5 年以上 1 0 年未満	18 人
	1 0 年以上 1 5 年未満	5 人
	1 5 年以上	0 人

(入居者の属性)

平均年齢	88.6 歳
入居者数の合計	46 人
入居率※	100%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。	

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	0 人
	社会福祉施設	0 人
	医療機関	2 人
	死亡者	4 人
	その他	人
生前解約の状況	施設側の申し出	人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	人
		(解約事由の例)

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況) ※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

1	窓口の名称	リンデン窓口：リンデンバウム日明
	電話番号	093-562-0335
	対応してい 平日	9 : 00 ~ 17 : 00

	る時間	土曜	9 : 00 ~ 17 : 00
		日曜・祝日	9 : 00 ~ 17 : 00
	定休日		なし
2	窓口の名称		小倉北区役所 介護保険課
	電話番号		093-582-3433
	対応している時間	平日	9 : 00 ~ 17 : 00
		土曜	
		日曜・祝日	
	定休日		

(設置者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	1 あり	(その内容) 介護付きホーム賠償責任保険
	2 なし	損保ジャパン日本興亜保険サービス
設置者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生したときの対応	1 あり	(その内容) 生産物、仕事の結果損害賠償
	2 なし	
事故対応及びその予防のための指針	1 あり	2 なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見を把握する取組の状況	1 あり	実施日	2022 年 4 月 1 日
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	2011 年 12 月
		評価機関名称	北九州シーダフル協会
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
管理規程	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない

10 その他

運営懇談会	1 ☐ あり		(開催頻度) 年 1 回
	2 ☐ なし		
	1 ☐ 代替措置あり	(内容)	
	2 ☐ 代替措置なし		
提携ホームへの移行 【表示事項】	1 ☐ あり (提携ホーム名 :) 2 ☐ なし		
有料老人ホーム設置時の 老人福祉法第29条第1 項に規定する届出	1 ☐ あり 2 ☐ なし		
高齢者の居住の安定確保 に関する法律第5条第1 項に規定するサービス付 き高齢者向け住宅の登録	1 ☐ あり 2 ☐ なし		
有料老人ホーム設置運営 指導指針「6 規模及び 構造設備」に合致しない 事項	1 ☐ あり 2 ☐ なし		
合致しない事項がある 場合の内容			
「7 既存建築物等の 活用の場合等の特例」 への適合性	1 ☐ 適合している (代替措置) 2 ☐ 適合している (将来の改善計画) 3 ☐ 適合していない		
有料老人ホーム設置運営 指導指針の不適合事項			
不適合事項がある場合 の内容			

添付書類 別添1 (事業主体が北九州市内で実施する他の介護サービス)

別添2 (有料老人ホームが提供するサービスの一覧表)

様

説明年月日 年 月 日

説明者署名

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

※説明を受けた者の署名

別表

○有料老人ホームの類型

類 型	類 型 の 説 明
介護付有料老人ホーム (一般型特定施設入居者生活介護)	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です(介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。特定入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)。7
介護付有料老人ホーム (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です(有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)。
住宅型有料老人ホーム(注)	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等のサービスを利用しながら当該有料老人ホームでの生活を継続することが可能です。
健康型有料老人ホーム(注)	食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合には、契約を解除し退居しなければなりません。

注 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないホームにあつては、広告、パンフレット等において「介護付」、「ケア付き」等の表示を行ってはいけません。

○有料老人ホームの表示事項

表 示 事 項		表 示 事 項 の 説 明
居住の権利形態 (右のいずれかを表示)	利用権方式	建物賃貸借契約及び終身建物賃貸借契約以外の契約の形態で、居住部分と介護や生活支援等のサービスの部分が一体となっているものです。
	建物賃貸借方式	賃貸住宅における居住の契約形態であり、居住部分と介護等のサービス部分の契約が別々になっているものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内容は有効になりません。
	終身建物賃貸借方式	建物賃貸借契約の特別な類型で、都道府県知事から高齢者の居住の安定確保に基づく終身建物賃貸借事業の認可を受けたものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内容が有効です。
利用料の支払い方式 (注1、注2)	全額前払い方式	終身にわたって受領する家賃又はサービス費用の全部を前払金として一括して受領する方式
	一部前払い・一部月払い方式	終身にわたって受領する家賃又はサービス費用の一部を前払いとして一括受領し、その他は月払いする方式

表 示 事 項		表 示 事 項 の 説 明
	月払い方式	前払い金を受領せず、家賃又はサービス費用を月払いする方式
	選択方式	入居者により全額前払い方式、一部前払い・一部月払い方式、月払い方式のいずれかを選択できます。どの方式を選択できるのかを併せて明示する必要があります。
入居時の要件 (右のいずれかを表示)	入居時自立	入居時において自立である方が対象です。
	入居時要介護	入居時において要介護認定を受けている方（要支援認定を受けている方を除く）が対象です。
	入居時要支援・要介護	入居時において要支援認定又は要介護認定を受けている方が対象です。
	入居時自立・要支援・要介護	自立である方も要支援・要介護認定を受けている方も入居できます。
介護保険 (右の事項を表示)	北九州市指定介護保険特定施設（一般型特定施設）	介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用することができます。介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します（注3）。
	北九州市指定介護保険特定施設（外部サービス利用型特定施設）	介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用することができます。有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します（注3）。
	在宅サービス利用可	介護が必要となった場合、介護保険の在宅サービスを利用するホームです。
居室区分（右のいずれか） を表示。※には1～4の数 値を表示）（注4）	全室個室	介護が必要となった場合に介護サービスを利用するための一般居室又は介護居室が全て個室である有料老人ホームです（注5）。
	相部屋有り（※人部屋～※人部屋）	介護居室はすべてが個室ではなく、相部屋となる場合があるホームをいいます。
一般型特定施設である有 料老人ホームの介護にか かわる職員体制 (右のいずれかを表示) (注6)	1． 5：1以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員2人（要介護者1．5人に対して職員1人）以上の割合（年度ごとの平均値）で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護の基準の2倍以上の人数です。
	2：1以上	現在及び将来にわたって要介護者2人に対して職員1人以上の割合（年度ごとの平均値）で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護の基準の1．5倍以上の人数です。
	2． 5：1以上	現在及び将来にわたって要介護者5人に対して職員2人（要介護者2．5人に対して職員1人）以上の割合（年度ごとの平均値）で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護で手厚い職員体制であるとして保険外に別途費用を受領できる場合の基準以上の人数です。
	3：1以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員1人以上の割合（年度ごとの平均値）で職員が介護に当たります。介護保険の特定施設入居者生活介護のサービスを提供するために少なくとも満たさなければならない基準以上の人数です。

表 示 事 項		表 示 事 項 の 説 明
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制（※に職員数、※※※※※に介護サービス事業所の名称を入れて表示）（注 7）	有料老人ホームの職員※人 委託先である介護サービス事業所 訪問介護 ※※※※※ 訪問看護 ※※※※※ 通所介護 ※※※※※	有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。
その他（右に該当する場合にのみ表示。※※※※※に提携先の有料老人ホームを入れて表示）	提携ホーム利用可（※※※※※ホーム）	介護が必要となった場合、提携ホーム（同一設置者の有料老人ホームを含む）に住み替えて特定施設入居者生活介護を利用することができます（注 8）。

注 1 老人福祉法の改正を受けて、従来は「一時金」「一時金方式」と記載していた項目については「前払金」「前払い方式」と修正していますが、当面の間、広告、パンフレット等において「一時金」「一時金方式」という表現を使用することも可能です。なお、「前払金」については、家賃又はサービス費用の前払いによって構成されるものであることから、その実態を適切に表現する名称として、広告、パンフレット等の更新の機会に応じて、順次、「前払金」という名称に切り替えるようにすることが望ましいものと考えます。

注 2 「前払金方式（従来の一時的金方式）」については、「家賃又はサービス費用の全額を前払いすること」と、「家賃又はサービス費用の一部を前払いし、一部を月払いすること」では、支払方法に大きな違いがあることから、前者を「全額前払い方式」とし、後者を「一部前払い・一部月払い方式」としてしています。当面の間、広告、パンフレット等において、従来どおり「一時金方式」という表現を使用することも可能ですが、その場合であっても、入居希望者・入居者への説明にあつては、家賃又はサービス費用の全額を前払いする方式なのか、一部を前払いする方式なのかを、丁寧に説明することが望ましいものと考えます。

注 3 入居者が希望すれば、当該有料老人ホームの特定施設入居者生活介護サービスに代えて、訪問介護等の介護サービスを利用することが可能です。

注 4 一般居室は全て個室となっています。この表示事項は介護居室（介護を受けるための専用の室）が 個室か相部屋かの区分です。従って、介護居室を特に設けずに一般居室にて介護サービスを提供する有料老人ホームにあつては、「個室介護」と表示することになります。

注 5 個室とは、建築基準法第 30 条の「界壁」により隔てられたものに限ることとしていますので、一の居室をふすま、可動式の壁、収納家具等によって複数の空間に区分したものは個室ではありません。

注 6 介護にかかわる職員体制は、当該有料老人ホームが現在及び将来にわたって提供しようと想定している水準を表示するものです。従って、例えば、現在は要介護者が少なく 1. 5 : 1 以上を満たす場合であっても要介護者が増えた場合に 2. 5 : 1 程度以上の介護サービスを想定している場合にあつては、2. 5 : 1 以上の表示を行うこととなります。なお、職員体制の算定方法については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 175 条第 1 項を第 2 号イ及び同第 2 項の規定によります。なお、「1. 5 : 1」、「2 : 1」又は「2. 5 : 1」の表示を行おうとする有料老人ホームについては、年度ごとに職員名割合を算定し、表示と実態の乖離がないか自ら検証するとともに、入居者等に対して算定結果及びその算定方法について説明することが必要です。

注 7 訪問介護、訪問看護及び通所介護以外のサービスについて、委託先のサービス事業所がある場合は、サービス区分及びサービス事業所の名称を表示することが必要です。

注 8 提携ホームには、老人保健施設、病院、診療所、特別養護老人ホーム等は含まれません。

介護サービスの種類			設置の状況	事業所の名称	所在地
【居宅サービス】					
訪問介護	あり	なし	併設・隣接		
訪問入浴介護	あり	なし	併設・隣接		
訪問看護	あり	なし	併設・隣接		
訪問リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接		
居宅療養管理指導	あり	なし	併設・隣接		
通所介護	あり	なし	併設・隣接		
通所リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接		
短期入所生活介護	あり	なし	併設・隣接		
短期入所療養介護	あり	なし	併設・隣接		
特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接	リンデンバウム日明	小倉北区日明 2-13-4
福祉用具貸与	あり	なし	併設・隣接		
特定福祉用具販売	あり	なし	併設・隣接		
【地域密着型サービス】					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし	併設・隣接		
夜間対応型訪問介護	あり	なし	併設・隣接		
地域密着型通所介護	あり	なし	併設・隣接		
認知症対応型通所介護	あり	なし	併設・隣接		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし	併設・隣接		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし	併設・隣接		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接		
居宅介護支援	あり	なし	併設・隣接		
【居宅介護予防サービス】					
介護予防訪問入浴介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防訪問看護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし	併設・隣接		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接	リンデンバウム日明	小倉北区日明 2-13-4
介護予防福祉用具貸与	あり	なし	併設・隣接		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし	併設・隣接		
【地域密着型介護予防サービス】					
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防支援	あり	なし	併設・隣接		
【介護保険施設】					
介護老人福祉施設	あり	なし	併設・隣接		
介護老人保健施設	あり	なし	併設・隣接		
介護療養型医療施設	あり	なし	併設・隣接		
介護医療院	あり	なし	併設・隣接		
【介護予防・日常生活総合事業】					
訪問型サービス	あり	なし	併設・隣接		
通所型サービス	あり	なし	併設・隣接		
その他の生活支援サービス	あり	なし	併設・隣接		

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無									なし		あり	
	特定施設入居者生活 介護費で、実施する サービス（利用者一 部負担※1）	個別の利用料で実施するサービス（利用者が全額負担）							備 考 （都度の料金の説明など）			
						包含※2	都度※2					
								料金※3				
介護サービス												
食事介助	なし		あり		なし	あり						
排せつ介助・おむつ交換	なし		あり		なし	あり						
おむつ代					なし	あり			○			実費負担
入浴（一般良く）介助・清拭	なし		あり		なし	あり			○			週2回以上より3回目から1回につき：1,000円
特浴介助	なし		あり		なし	あり			○			上記に同じ
身辺介助（移動・着替え等）	なし		あり		なし	あり						
機能訓練	なし		あり		なし	あり						
通院介助	なし		あり		なし	あり				時/1,500円		※（交通費別途）提携先以外の通院介助
生活サービス												
居室清掃	なし		あり		なし	あり			○	時/1,500円		模様替え等
リネン交換	なし		あり		なし	あり						
日常の洗濯	なし		あり		なし	あり						
居室配膳・下膳	なし		あり		なし	あり						
入居者の嗜好に応じた特別な食事					なし	あり						
おやつ					なし	あり			○	1食/70円		ご希望に応じて
理美容師による理美容サービス					なし	あり			○	カット/1,600円		訪問理美容につき
買い物代行	なし		あり		なし	あり			○	時/1,500円		※週1回の定期ルート買物以外の要望（交通費別途）
役所手続き代行	なし		あり		なし	あり						
金銭・貯金管理	なし		あり		なし	あり						
健康管理サービス												
定期健康診断					なし	あり						※年1回。医療費自己負担。
健康相談	なし		あり		なし	あり						
生活指導・栄養指導	なし		あり		なし	あり						
服薬支援	なし		あり		なし	あり						
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし		あり		なし	あり						
入退院時・入院中のサービス												
入退院時の同行	なし		あり		なし	あり			○	時/1,500円		※協力医療機関以外（交通費別途）
入院中の洗濯物交換・買い物			あり		なし	あり			○	時/1,500円		交通費別途。1回につき。
入院中の見舞い訪問			あり		なし	あり			○	時/1,500円		交通費別途。1回につき。

※1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割又は2割の利用者負担）。

※2：「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額サービスの費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※3：都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

有料老人ホームの表示事項

表 示 事 項	表 示 事 項 の 説 明
居住の権利形態（右のいずれかを表示）	利用権方式
	建物賃貸借方式
	終身建物賃貸借方式
利用料の支払方式 （注１、注２）	全額前払い方式
	一部前払い・一部月払い方式
	月払い方式
	選択方式
入居時の要件（右のいずれかを表示）	入居時自立
	入居時要介護
	入居時要支援・要介護
	入居時自立・要支援・要介護

介護保険	北九州市指定介護保険特定施設（一般型特定施設）	介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用することができます。介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。（注3）
	北九州市指定介護保険特定施設（外部サービス利用型特定施設）	介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用することができます。有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します（注3）
	在宅サービス利用可	介護が必要となった場合、介護保険の在宅サービスを利用するホームです。
居室区分（右のいずれかを表示。※には1～4の数値を表示）（注4）	全室個室	介護が必要となった場合に介護サービスを利用するための一般居室又は介護居室が全て個室である有料老人ホームです。（注5）
	相部屋あり（※人部屋～※人部屋）	介護居室はすべてが個室ではなく、相部屋となる場合があるホームをいいます。
一般型特定施設である有料老人ホームの介護にかかわる職員体制（右のいずれかを表示）（注6）	1．5：1以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員2人（要介護者1．5人に対して職員1人）以上の割合（年度ごとの平均値）で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護の基準の2倍以上の人数です。
	2：1以上	現在及び将来にわたって要介護者2人に対して職員1人以上の割合（年度ごとの平均値）で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護の基準の1．5倍以上の人数です。
	2．5：1以上	現在及び将来にわたって要介護者5人に対して職員2人（要介護者2．5人に対して職員1人）以上の割合（年度ごとの平均値）で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護で手厚い職員体制であるとして保険外に別途費用を受領できる場合の基準以上の人数です。
	3：1以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員1人以上の割合（年度ごとの平均値）で職員が介護に当たります。介護保険の特定施設入居者生活介護のサービスを提供するために少なくとも満たさなければならない基準以上の人数です。

外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制（米に職員数、※※※※※に介護サービス事業所の名称を入れて表示）（注7）	有料老人ホームの職員※人 委託先である介護サービス事業所 訪問介護 ※※※※※ 訪問看護 ※※※※※ 通所介護 ※※※※※	有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。
その他（右に該当する場合にのみ表示。※※※に提携先の有料老人ホームを入れて表示）	提携ホーム利用可 （※※※ホーム）	介護が必要となった場合、提携ホーム（同一設置者の有料老人ホームを含む）に住み替えて特定施設入居者生活介護を利用することができます（注8）

- 注1 老人福祉法の改正を受けて、従来は「一時金」「一時金方式」と記載していた項目については「前払金」「前払い方式」と修正していますが、当面の間、広告、パンフレット等において「一時金」「一時金方式」という表現を使用することも可能です。なお、「前払金」については、家賃又はサービス費用の前払いによって構成されるものであることから、その実態を適切に表現する名称として、広告、パンフレット等の更新の機会に応じて、順次、「前払金」という名称に切り替えるようにすることが望ましいものと考えます。
- 注2 「前払金方式（従来の一時金方式）」については、「家賃又はサービス費用の全額を前払いすること」と、「家賃又はサービス費用の一部を前払いし、一部を月払いすること」では、支払方法に大きな違いがあることから、前者を「全額前払い方式」とし、後者を「一部前払い・一部月払い方式」としています。当面の間、広告、パンフレット等において、従来どおり「一時金方式」という表現を使用することも可能ですが、その場合であっても、入居希望者・入居者への説明にあっては、家賃又はサービス費用の全額を前払いする方式なのか、一部を前払いする方式なのかを、丁寧に説明することが望ましいものと考えます。
- 注3 入居者が希望すれば、当該有料老人ホームの特定施設入居者生活介護サービスに代えて、訪問介護等の介護サービスを利用することが可能です。
- 注4 一般居室は全て個室となっています。この表示事項は介護居室（介護を受けるための専用の室）が 個室か相部屋かの区分です。従って、介護居室を特に設けずに一般居室にて介護サービスを提供する有料老人ホームにあつては、「個室介護」と表示することになります。
- 注5 個室とは、建築基準法第30条の「界壁」により隔てられたものに限ることとしていますので、一の居室をふすま、可動式の壁、収納家具等によって複数の空間に区分したものは個室ではありません。
- 注6 介護にかかわる職員体制は、当該有料老人ホームが現在及び将来にわたって提供しようと想定している水準を表示するものです。従って、例えば、現在は要介護者が少なく1. 5：1以上を満たす場合であっても要介護者が増えた場合に2. 5：1程度以上の介護サービスを想定している場合にあっては、2. 5：1以上の表示を行うこととなります。なお、職員体制の算定方法については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第175条第1項を第2号イ及び同第2項の規定によります。なお、「1. 5：1」「2：1」又は、「2. 5：1」の表示を行おうとする有料老人ホームについては、年度ごとに職員名割合を算定し、表示と実態の乖離がないか自ら検証するとともに、入居者等に対して算定結果及びその算定方法について説明することが必要です。
- 注7 訪問介護、訪問看護及び通所介護以外のサービスについて、委託先のサービス事業所がある場合は、サービス区分及びサービス事業所の名称を表示することが必要です。
- 注8 提携ホームには、老人保健施設、病院、診療所、特別養護老人ホーム等は含まれません。